

区画整理だより

篠原土地区画整理事業

令和元年6月発行

第14号

南国市都市整備課土地区画整理係
☎088-821-7373



平成31年度担当職員を紹介します

4月に新年度の人事異動がありました。本年度は、右の体制により事業に取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

■都市整備課

課長	若枝	
課長補佐 兼係長	山崎（浩司）	※建設課 より異動
主幹（事務）	清岡	
主査（事務）	土居	
技師（土木）	西田	
嘱託	山崎（久男）	
嘱託	林	
臨時	原田	

区画整理施行地区内の上水道と下水道について

区画整理工事と併せて整備する上水道と下水道についてご案内します。

まず、すべての道路の下には、上水道と下水道の本管が埋設されます。

本管からの枝管（上水道では「給水管」、下水道では「取り付け管」）は、それぞれ以下ようになります。

○上水道（給水管）

建築する建物の規模や用途等によって給水管の口径が異なります

ので、建築計画を具体的に決めていただく必要があります。建築計画が決まった後で、皆さんが建築業者を通じ市の指定工業者に施工依頼していただくこととなります。

給水管工事にかかる費用（新設分担金等）は個人の負担となります。

詳細は上下水道局給水係（☎863-1235）までお問い合わせください。

○下水道（取り付け管）

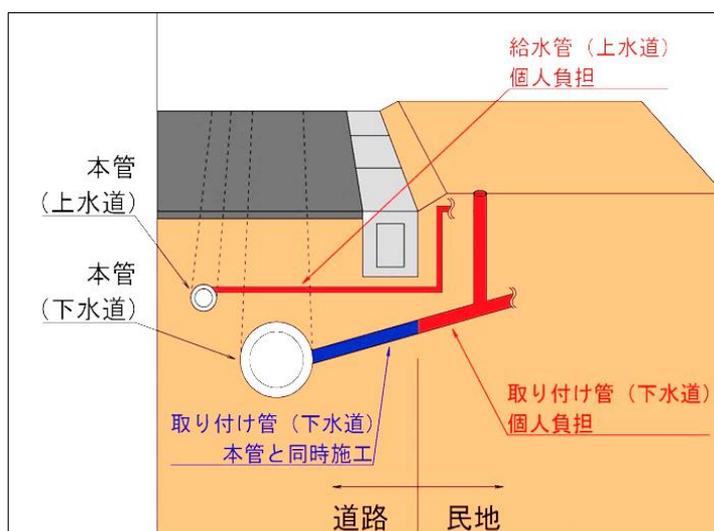
- 本管から官民境まで（道路部分）は、道路下へ本管を施工する際、取り付け管も同時に施工します。→工事費用は市が負担します。

工業者が施工位置を聞き取りに伺いますので、ご希望をお伝えください。

- 個人敷地内は、皆さんが建築業者を通じて施工依頼してください。→工事費用は個人の負担となります。また、工事費以外に受益者負担金も必要です。（対象の敷地が農地の場合には猶予制度があります。）

※ 市が施工できる取り付け管の本数は、制限がありますのでご注意ください。

詳細は上下水道局下水道係（☎880-6563）までお問い合わせください。



引き続き移転補償協議を行います

Ⅱ・Ⅲ工区では順次、移転の必要がある物件について、補償金の算定と移転の協議を行っています。今後についても、対象となる物件をお持ちの方には、事前にご連絡し具体的な協議をさせていただきますので、ご協力をお願いします。



次のような場合は、手続きをお願いします

1. 相続や売買及び分合筆等により登記内容に変更を伴う場合

施行地区内の土地の売買や相続など権利の移転及び分筆・合筆等に制限がかかることはありません。ただし、仮換地の指定内容に影響する場合がありますので、必ず事前に施行者にご相談くださいますようお願いいたします。

また、所有権移転の場合は、仮換地指定や清算金の権利義務等が新しい権利者に継承されますので、当事者間でこれらの事項の申し送りをお願いします。

2. 建築等を行う場合

施行地区内で次の行為を行う場合は、市長の許可が必要です。事前にご相談ください。

◇建築物、工作物の新築、改築、増築

◇土地の形質の変更（盛土、掘削等）

◇移動の容易でない物件（重量5 t 超）の設置又は堆積

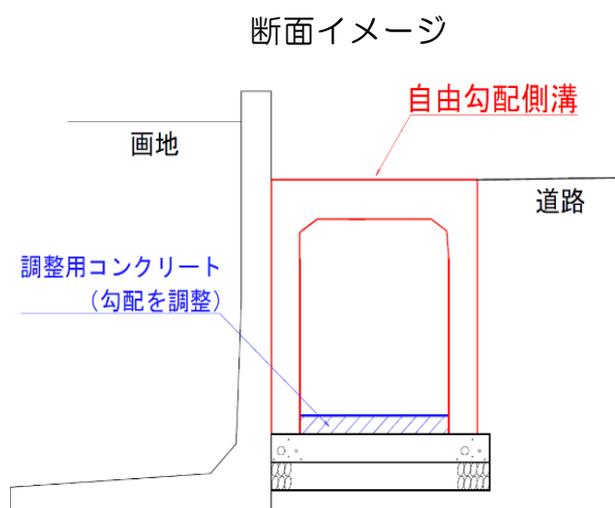
※申請書の様式や必要な添付書類、申請方法等については南国市のホームページにも載せてあります。

①ウェブで「南国市」で検索 →②南国市ホームページの左の「組織で探す」をクリック →③3階の都市整備課の「登録情報」をクリック →④下の方の「土地区画整理法第76条の規定による許可申請について」をクリックしてください。

区画整理工事の豆知識 「自由勾配側溝」ってなあに？

現在工事中の施行地区内の水路では全て「自由勾配側溝」というものが使われています。

これは、門型の側溝本体（既製品）を据付けた後で、底に水路勾配をとるための調整用コンクリートを打設するものです。側溝本体と調整用コンクリートを分けているのがポイントです。このことにより、道路の勾配に関係なく水路の勾配が設定できます。また、既製品ですので施工が早いのもメリットです。



～ 税の納めどころかっ？ 3棟の総柱建物跡を発見！！ ～

総柱建物跡とは、柱を格子状に配した構造をもち、多くは高床倉庫として利用されていた建物の跡だと考えられています。若宮ノ東遺跡では、平成28年度に高知県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施した箇所でも1棟確認されていました。

平成30年度に南国市教育委員会が発掘調査を行った箇所では、奈良から平安時代のものと考えられる2棟の建物跡を確認しました。建物規模は、いずれも3間×4間の長方形で、一辺が約1.2mの方形の柱穴に直径50cm弱の柱が据えられていたこともわかりました。



建物配置模式図

これらの3棟の総柱建物跡は南北に並んでおり、規模と規格性から、郡衙¹の正倉²である可能性が高いです。総柱建物跡がこうした状況で確認できたのは県内では初めてで、今後土佐の古代について考えるうえで非常に重要な成果です。 （南国市教育委員会）



総柱建物跡 検出状況（北から）

¹郡は、律令国家で地方に置かれた行政単位の一つ。郡衙は、郡に置かれた役所のこと。

²律令国家で定められた税である「租（穀物）」を備蓄していた倉庫。